

ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟の裁判傍聴日誌③④

証人尋問の河本医師、甲状腺機能低下症の放射線起因性を解明 第2民事部義務付第2次の証拠調べ終え、来年2月8日結審へ

2012年11月19日（月）

ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟は11月7日午後、大阪地裁202号法廷で、第2民事部に2009年暮れ一斉に提訴した義務付訴訟第2次グループの証人尋問と、新しく裁判に参加した第11次取り消し訴訟の原告意見陳述が行われた。

証人尋問は、前回の郷地秀夫医師に引き続き、原告側が申請して認められた河本一成医師（京都府宇治市・あさくら診療所所長）。義務付訴訟第2次グループには甲状腺機能低下症を原爆症認定の申請疾病にしている原告が3人いる。この疾病は原爆症認定集団訴訟の力によって2009年6月、国の「新しい審査の方針」に基づく「積極認定」の対象に追加されたものだが、病名を「放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症」とした国は、この「放射線が認められる」の前提条件を悪用、全国で被爆者の認定申請を厳しくはねつけてきた経緯がある。このため、近畿弁護士会は甲状腺機能低下症と放射線被曝の関係について詳しく、被爆者を含め多くの甲状腺機能障害の患者を診てきた内科医、河本さんを証人に立てた。原告側証人としての法廷証言は2011年2月以来の2度目である。

総論的な主尋問は塩見卓也弁護士が担当。甲状腺機能低下症の発症と放射線被曝の関係について、いくつもの疫学調査報告論文を示しながら河本医師に質問、要旨、以下の見解を引き出した。

①甲状腺機能低下症には放射線起因性があり、その発症リスクは低線量の被曝でも有意に高くなり、若年被曝で特に高くなる。その放射線起因性の判断にあたっては、内部被曝の影響を十分に考慮しなければならない。

②こうした知見を踏まえて、新しい審査の方針でこの疾病を積極認定の対象にしたと考えるべきで、国は甲状腺機能低下症の放射線起因性を認めているということだ。

③にもかかわらず入市被曝や遠距離被曝、救護被曝で甲状腺機能低下症がほとんど原爆症と認定されないのは、明らかに誤りだ。低線量被曝でも有意に発症リスクが高くなる疾病なのに、実質的に高線量被曝の場合にしか認めないからだ。しかも、現在申請している被爆者のほとんどは被曝時の年齢が若い方だと思われるが、若年被曝でリスクが高くなる点も見落とされている。さらに甲状腺は非常に内部被曝の影響を受けやすいにもかかわらずその点も無視されており、何重の意味でも、いまの認定行政は誤っている。

続いて神戸市在住の長崎の被爆者、和田文雄さん（被曝の事実などについては傍聴日誌⑩

参照)について大槻倫子弁護士、やはり神戸市在住の長崎の被爆者、宮永平八郎さん(同傍聴日誌⑩参照)について藤原精吾弁護士、京都市在住の広島男性被爆者(同傍聴日誌⑪参照)について塩見弁護士が、それぞれ、原告本人を診察ないし過去のカルテなどを詳細に調べた河本医師に、申請疾病の甲状腺機能低下症の起因性、要医療性を尋ねた。河本さんはいずれも「認められる」と答えた。

主尋問は午後1時45分すぎから3時10分まで。小休憩のあと被告・国側代理人3人から総論部分、3原告の個別疾病について反対尋問が午後4時10分までであったが、主尋問で原告弁護士が被告側の論点を先回りして質問してしまった点が多く、国側尋問に河本医師はよどみなく答えていた。裁判官の質問はなかった。

これで証拠調べは終了。山田明裁判長が2013年2月8日(金)午後1時半から最終弁論としたい、と告げた。

順序があと先になったが、この日の審理では冒頭、ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟の第11次取り消し提訴者、兵庫県在住の広島の被爆者、中田雅子さんが意見陳述した。中田さんも甲状腺機能低下症と向き合う日々だ。

2歳3カ月の時、爆心地から約3kmの大河町の自宅で被爆した。「その瞬間に棚から物が落ちたということだけをかすかに覚えているだけで、その他の当時のことは両親や祖父母から聞いていたことしか知りません」。私も後日、広島市のホームページで知ったのだが、同ホームページには被爆建造物の資料が掲載されており、その1つ「大河国民学校(現・大河小学校)の原爆被災説明版」には「…校舎は半壊した。被爆直後から校舎は被災者の救護所となり各教室・運動場・防空壕などには多数の負傷者がつめかけ、ありあわせの油、医療品で看護が行われた。しかし、死亡者が続出し、運動場では駐屯していた暁部隊の兵士の手で火葬された」とある。中田さん一家はこの近くに住んでいたのだろうか。

陳述は続く。軍の要請で爆心地近くに出かけていた父が大火傷を負い、捜しに行った母が見つけて大河小学校の救護所に連れて行った。この時、中田さんは母に背負われ、2歳上の兄も一緒だった。母は父を看病するかたわら、毎日のように身内の安否を確かめるため爆心地付近をさまよった一と中田さんは聞いている。

40数年前、結婚話が決まりかけたころ、夫の母が、将来生まれてくる子どもに被爆が遺伝する、と結婚に反対、初めて原爆の差別を知ったこと。なんとか結婚でき、子どもも無事生まれたが、小学生になった子どもの父母会で戦争についての話し合いがあり、自分の体験を話したところ、2歳の幼児が記憶しているわけがないと笑われたこと。以来、広島原爆について口を閉ざしてきた、と中田さん。

しかし、父はケロイドのあとがひどく、かゆくなり、体もだるく、長い間苦しんでいたこと、母や祖母が必死に父の体をさすっていたことを、子ども心にしっかり覚えていた。「歳月とともに記憶が薄れていくのがくやしく悲しいが、今はまだ自分の足で歩き自分の思いが話せ、訴える能力、気力が残っている。でも、大勢の被爆者は病気、年齢、体力、気力

が日々衰えていかれる。私の記憶のある限りお話して、1日も早く、1人でも多くの方が原爆症認定を得て心休まる日々が送れるよう願っている」。中田さんはこう訴えた。

閉廷後、大阪弁護士会館で開かれた報告集会では、藤原弁護団長が11月4日、東京で開いた原爆症認定訴訟全国弁護団・支援団体合同会議で明らかになった認定行政の現状について若干触れ、厚生労働省の「原爆症認定制度の在り方検討会」は官僚のペースで進められ、委員を出している日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の意見もなかなか反映されないなか、官僚の勝手気ままを許さないためには、いま闘っている裁判を通じて「黙っていないぞ」と声を上げ続けることが大事だ、と強調した。

原爆症訴訟支援ネット・兵庫の梶本修史さん（兵庫県原水協事務局長）からは、100号を超える「原爆症認定支援新聞」づくりで裁判闘争をバックアップしてこられ、無念にもこの8月亡くなった大西正介さんを偲ぶつどいの開催について報告があった。12月1日（土）午後2時半から4時半まで、神戸医生協南館3階（神戸市長田区久保町2丁目4-7、神戸協同病院隣り。JR新長田駅から徒歩7分）で。会費3000円。

各地の裁判闘争情勢。広島高裁岡山支部で闘ってきた岡山県倉敷市在住の広島の被爆者、川中優子さんの原爆症認定申請却下処分取り消し訴訟の控訴審は11月13日、最終弁論が行われて結審した。判決は2013年3月21日（木）午前11時。

そうこうしている間に衆議院が11月16日、解散された。総選挙が12月4日公示、同16日投開票の日程で実施される。核兵器のない世界、原発のない日本をつくるためにも正念場の選挙である。東には日本核武装、日本国憲法破棄を大っぴらに唱える前都知事・現・自称暴走老人がいる。西には平和憲法を敵視し、被爆地・広島で「日本は平和ぼけしすぎている」と平然と言ったのけた前大阪府知事・現大阪市長がいる。しかも、このご両人が手を結ぶという。最大野党の自民党は、夢よもう一度、と全面改憲案をひっさげて臨む元首相がシャッポである。民主党政権下の政府はといえば、核兵器の非人道性を訴えその非合法化を呼びかけた国連加盟のスイスなど34カ国の共同声明への参加を拒否する体たらくだ。これを背後からアメリカの核抑止力依存政策一辺倒の外務官僚が支えている。これらの諸勢力に共通しているのは、人類と共存できない核兵器の残虐性、被爆の実相を直視しないことだ。こんな日本の政治は、どうしても変えなければならない。そのために手をつないで頑張ろう。

<近畿の法廷闘争の当面の日程>

▼2012年12月6日（木）＝第7民事部審理グループ（取り消し5次・8次・10次訴訟）の弁論。午後1時半～午後5時、大阪地裁806号法廷。5次訴訟の本人尋問2人予定。閉廷後、報告集会。以上